

(一社) 倉敷歯科医師会法人設立 50 周年記念事業

～半世紀を超えてまた一步～

小畑 真 先生 医療管理講演会

タイトル:「歯科診療所で行うべきハラスメント対策について」

講 師:小畑 真 先生 (小畑法律事務所 代表弁護士)

日 時:令和 5 年 2 月 19 日(日) 13 時～15 時

場 所:倉敷歯科医師会館(倉敷歯科医師会会員のみ)

:Zoom ウェビナー

対 象:岡山県歯科医師会会員と経営に関わる親族

参加費:無料

定 員:会場 40 名(倉敷歯科医師会会員のみ) Zoom 500 名

申し込み:下記 URL または QR コードから Zoom 参加は締切りなし(当日参加可能)

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_ms4aJBgLQ_iPKtPsv5M_RA



講師略歴

1998 年 北海道大学歯学部卒業

1998 年 医療法人仁友会 日之出歯科真駒内診療所に勤務

2007 年 北海道大学大学院歯学研究科博士課程 修了(歯学博士)

2010 年 北海道大学法科大学院 修了(法務博士)

2011 年 司法試験合格

2012 年 弁護士登録

2014 年 小畑法律事務所を開所

2016 年 弁護士法人 小畑法律事務所を設立

2018 年 横浜オフィス, 東京オフィス開設

講演抄録

2022 年 4 月から、パワハラ・セクハラなどのハラスメントの相談窓口の設置や、就業規則をはじめとする文書へのハラスメント対処方法の明記などが法律で義務化されました。そのため、1 人開業を除くほとんどの歯科医院がさまざまな措置を講じなければなりません。適切に対応できている歯科医院は多くありません。そもそも、ハラスメント防止がなぜ必要とされるのか、その目的はどこにあるのかが理解されなければ、院内への浸透は容易ではありませんので、実効性のある措置としていくためにはハラスメントに関する基本的な理解が必要です。今回、具体的な事例を紹介しながら、ハラスメントの実状と歯科診療所で行うべきハラスメント対策についてお話いたします。